

議会運営委員長報告（諮問事項関係）

令和8年2月20日

本委員会は、正副議長の活動方針に基づき諮問された「注目される一般質問への取組について」「議員活動の検証と見える化について」「議員活動におけるコンプライアンスの確立について」の3事項について、他自治体の先進事例の調査や関係資料の確認も行いながら、定例会の運営に関する事項以外に17回開催し、委員間での自由討議を中心に議論を重ねてまいりました。

また、この間の取組の経過については、令和7年6月定例会において中間報告を行い、そして同じく昨年6月に開催された全員協議会において議員全体で共有してきたところです。

今回は、最終的に委員会で確認された内容や今後の検討課題等について、順次ご報告いたします。

はじめに、「注目される一般質問への取組について」であります。

一般質問は、議員が市政に対する課題認識や政策的視点を市民に示す重要な機会であることは言うまでもありません。しかしながら、これまでは、調査研究・分析といった事前準備の不足からか、質問の多くが目先に捉われ、高所大所の見地から有効的かつ効果的に行政を評価検証できていない、また、議員間で多くの質問内容が重複するなど、議員個々の取組や議会運営における情報共有の在り方に課題があったものと考えています。

こうした状況を踏まえ、一般質問の手続きに、告示日前週の月曜日を提出期限とする仮通告制を導入し、十分な事前の調査研究・分析を行うことの重要性を改めて認識すること、また、これまでより早く質問項目をオープンにすることで、議員間での重複項目の調整が行われ、本来、一般質問が持つ監視機能を市政の広範に焦点があてられる、あわせて、しっかりと質問シナリオが構成できることで市民にとって分かりやすく、注目される一般質問となるよう取り組んできたところです。この取組は令和6年9月定例会から試行し、その後、幾度の検証による

制度運用の改善を行い、令和7年6月には一般質問仮通告要領を規定、運用を開始しています。

また、新たに第3次三次市総合計画～みよし未来共創ビジョン～の6つの取組の柱に分類した仮通告項目一覧及び通告項目一覧を作成することで、質問項目の傾向や偏りが把握でき、次の質問につながる、さらに、いち早く執行部へも情報提供を行うことで調整や対応の円滑化が図られ、きめ細やかな、中身のある回答が引き出せるといった効果が生まれるものと期待しているところです。

このことは、ホームページに通告項目一覧等を掲載し、質問要旨を明確に示すことにより、市民に対して議会活動の透明性と情報発信力の強化につながれたものと考えています。議員各位には、この趣旨を理解いただき、引き続き積極的な取組をお願いいたします。

次に、「議員活動の検証と見える化について」であります。

前回の取組において、議員活動の評価・検証が一過性のものにとどまりやすいことや、議会全体としての検証の視点が十分に共有されていなかったことなどの課題が明らかになったことから、これらを踏まえた見直しを行いました。

その結果、新たに「自己検証シート」を作成し、議員自らが公約の実現状況や日々の議員活動について、毎年振り返りを行う仕組みを構築しました。

本取組は、単に活動量を確認するものではなく、議員自身が取組の成果や課題を言語化し、次年度の目標設定へとつなげることを目的としたものであり、議員活動におけるPDCAサイクルの定着を図るものであります。

作成した自己検証シートについては、昨年6月より議長を除き全議員分をホームページにおいて公表しています。

また、議会活動評価検証についても取組を進めています。

こちらも前回使用した評価検証シートについて見直しを行うなど、議会基本条例に掲げた指標に対する2年間の活動をシンプルに会派ごとに評価検証を実施するようにしています。

今後、各会派の評価検証結果を集約し、今任期中に議会活動の評価検証結果として取りまとめた上で、こちらホームページにて公表します。

これらの取組により、議員個々の活動の質の向上を図るとともに、議会全体としての活動状況や課題を市民に分かりやすく示し、説明責任の一層の充実と議会運営の継続的な改善につなげていくことをめざしています。

次に、「議員活動におけるコンプライアンスの確立について」、まず、「三次市議会議員政治倫理条例」についてであります。

本条例は、議員が公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の負託に応えることを基本として、議会に対する市民の信頼をより一層確かなものとするため、検討を進めてきました。

議員の行動規範や発言・情報発信の在り方を明確にするとともに、請負契約における透明性の確保を図り、議員活動に対する疑念を未然に防ぐ観点から、市民又は議員による審査請求制度を設ける内容としています。

審査請求の要件については、市民は有権者の100分の1以上、議員は定数の8分の1以上とし、一定の客観性と慎重性を確保したうえで、議会運営委員会においてその適否を審議し、適当と認められた場合には審査特別委員会を設置する仕組みとして整理を行いました。

なお、ハラスメントに関する事項については、多様な人材の議会への参画の視点から、議会活性化等検討特別委員会において、今定例会において別途制定する予定とされています。

併せて、議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例条例についても検討を行いました。

疾病や逮捕・勾留等により議員が長期にわたり職務を果たせない場合に備え、市民の理解が得られる明確な基準を示す必要があるとの認識のもと、欠席期間が90日を超え365日以下の場合は報酬を20%減額し、365日を超える場合は無報酬とする内容として整理を行いました。

また、刑事事件による逮捕・勾留時は支給停止、有罪確定時は不支給とする取扱いとし、市職員の取扱いとの整合性にも配慮しながら、市民からの信頼確保を重視した制度としています。

これら2つの条例については、令和7年12月定例会において全会一致で可決され、制定されたところであり、議会活動における規律の明確化と、市民からの信頼確保に資する重要な取組であると考えています。

さらに、市長の専決処分事項の指定、損害賠償額の見直しについても、調査・研究を進めています。

社会情勢の変化や物価水準の上昇等を踏まえ、過去の損害賠償事案の状況や他自治体における基準額の設定状況を確認するとともに、議会の議決権との関係や、何よりも市民負担の軽減を図り、迅速な対応が求められる事案への影響について整理を行っているところであります。

市民への説明責任の確保と、議会によるチェック機能の実効性を損なわないことを前提に、適切な基準額の在り方について慎重に検討を進めており、本件についても今任期中に一定の結論を得る予定としております。

このほか、現在取り組んでいる事項として、議会として主体的に「政策立案及び政策提言」を行うための仕組みづくりについて、調査・研究を進めています。

議員個々の問題意識や地域課題を、どのように議会として集約し、政策的な議論につなげていくかを主な論点とし、常任委員会の役割、議論の場の設定方法などについて整理を行っているところであります。

執行部との関係においても、単なる要望にとどまらず、建設的な意見交換や政策提言につながる仕組みとなるよう、運営手法についても検討を重ねております。

また、委員の中から議会基本条例についても、社会情勢の変化により見直しを行うべきとの意見が出されており、今後の議会運営の在り方を検討するうえでの

重要な課題として整理を行いました。

以上，正副議長から，諮問された事項について，現時点における論点及び検討結果をご報告いたしました。

本委員会の委員は，5月をもって任期満了となることから，本報告で整理した取組や課題が，新たな体制において適切に引き継がれること，また，引き続き議会運営の改善と議会機能の向上が図られることを期待し，議会運営委員長報告といたします。